

エステティックサロンにおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン

2020年12月28日

第4.0版

特定非営利活動法人 日本エステティック機構
一般社団法人 日本エステティック振興協議会

第4.0版への改訂にあたり

特定非営利活動法人 日本エステティック機構及び一般社団法人 日本エステティック振興協議会は新型コロナウイルスの拡大防止のため、3月より全国のエステティックサロンを経営する事業者の皆様へ本ガイドラインによる徹底した衛生管理の実施及び特別措置法に基づく地方自治体からの要請等を踏まえて休業を含めた営業の自粛をお願いさせていただきました。また、5月14日付けで、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に基づき事業者の皆様へ引き続き感染拡大防止への対応と同時に、「徹底した行動制限を緩和した地域」にて営業の再開を図る際に求められる対応のお願いを継続してご協力の要請をさせていただきました。皆様には格別なる御協力をいただいておりますことに対し衷心より感謝申し上げます。

ガイドラインについては、3月10日に第1.0版、3月19日に第2.0版として発表し、さらに5月14日に発表された新型コロナウイルス感染対策専門家会議によるご意見を反映したものを5月20日に第3.1版として改訂いたしました。

現在、第3波の到来を迎え、感染拡大の新たなフェーズが到来しており、新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな情報や、内閣官房からの『5つの場面』等の情報も更新されております。この度、換気ならびにアプリ等の利用促進も含め、第4.0版として改訂をいたしました。

なお本ガイドラインは、未だ将来的な新型コロナウイルス感染状況の予想が困難なため、第3波の到来による感染の再拡大による厳格化、また逆に感染が完全にコントロールされた地域における更なる緩和を実施となる可能性もありますので、今後の各地域の感染状況を踏まえて、また国が提示する「新たな生活様式」についても参照しながら随時見直していく予定としております。

本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所 岡部信彦所長（新型コロナ対策専門家会議メンバー）より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえ、また政府が提供する「ガイドライン確認の際のチェックリスト」に従い作成しております。

本ガイドライン第3.1版以降、11月27日時点において、新型コロナウイルス感染症に関する現在の状況とこれまでに得られた科学的知見について、新たに10の知識として内閣官房からとりまとめた内容が開示されております。内容は以下の通りです。

出典 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策

https://corona.go.jp/proposal/pdf/chishiki_20201127.pdf

[新型コロナウイルス感染症の患者数・病原性]

1. 日本では、どれくらいの方が新型コロナウイルス感染症と診断されていますか。
A：日本では、これまでに約 139,491 人が新型コロナウイルス感染症と診断されており、これは全人口の約 0.1%に相当します。
※ 感染していても症状が現れず医療機関を受診しない人などがいるため、必ずしも感染した人すべてを表す人数ではありません。
※ 人数は 2020 年 11 月 27 日時点

2. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人や死亡する人はどれくらいですか。
A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります。
重症化する割合や死亡する割合は以前と比べて低下しており、6 月以降に診断された人の中では、
 - ・重症化する人の割合は 約 1.6% (50 歳代以下で 0.3%、60 歳代以上で 8.5%)、
 - ・死亡する人の割合は 約 1.0% (50 歳代以下で 0.06%、60 歳代以上で 5.7%) となっています。※「重症化する人の割合」は、新型コロナウイルス感染症と診断された症例（無症状を含む）のうち、集中治療室での治療や人工呼吸器等による治療を行った症例または死亡した症例の割合。

3. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすいのはどんな人ですか。
A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。
重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。
また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

4. 海外と比べて、日本で新型コロナウイルス感染症と診断された人の数は多いのですか。

A 日本の人口当たりの感染者数、死者数は、全世界の平均や主要国と比べて低い水準で推移しています。

[新型コロナウイルス感染症の感染性]

5. 新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させる可能性がある期間はいつまでですか。

A 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7~10日間程度とされています。

また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられています。

このため、新型コロナウイルス感染症と診断された人は、症状がなくとも、不要・不急の外出を控えるなど感染防止に努める必要があります。

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第3版より

6. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、どれくらいの人が他の人に感染させていますか。

A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの方は他の人に感染させていないと考えられています。

このため、感染防護なしに3密（密閉・密集・密接）の環境で多くの人と接するなどによって1人の感染者が何人もの人に感染させてしまうことがなければ、新型コロナウイルス感染症の流行を抑えることができます。

体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用することなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないよう行動することが大切です。

※ マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少することがわかっています。（布マスクを感染者が着用した場合に60-80%減少し、感染者と接する人が着用した場合に20-40%減少。）

Ueki, H., Furusawa, Y., Iwatsuki-Horimoto, K., Imai, M., Kabata, H., Nishimura, H., & Kawaoka, Y. (2020). Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2. *mSphere*, 5(5), e00637-20.

7. 新型コロナウイルス感染症を拡げないためには、どのような場面に注意する必要がありますか。

A 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3

密（密閉・密集・密接）の環境で感染リスクが高まります。

このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

[新型コロナウイルス感染症に対する検査・治療]

8. 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか。

A 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の体内にウイルスが存在し、ウイルスに感染しているかを調べるための検査です。

新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっています。

なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできません。

9. 新型コロナウイルス感染症はどのようにして治療するのですか。

A 軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行います。

呼吸不全を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬（炎症を抑える薬）・抗ウイルス薬^{※1}の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器等による集中治療を行うことがあります。^{※2}

こうした治療法の確立もあり、新型コロナウイルス感染症で入院した方が死亡する割合は低くなっています。

発熱や咳などの症状が出たら、まずは身近な医療機関に相談してください。

※1 新型コロナウイルス感染症の治療として承認を受けている抗ウイルス薬として、国内ではレムデシビルがあります。（10月29日時点）

※2 集中治療を必要とする方または死亡する方の割合は、約1.6%（50歳代以下で0.3%、60代以上で8.5%）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第3版より抜粋・一部改変

10. 新型コロナウイルスのワクチンは実用化されているのですか。

○新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの開発状況について

A 現在、新型コロナウイルス感染症のワクチン については、早期の実用化を目指し、国内・海外で多数の研究が精力的に行われています。通常より早いペースで開発が進められており、既に臨床試験を開始しているものもいくつかあります。

○ワクチンの有効性について

A 一般的に、ワクチンには感染症の発症や重症化を予防する効果があります。

新型コロナウイルス感染症のワクチンは開発中の段階であり、有効性や安全性に関する臨床試験の結果の詳細については、今後、更なる情報が明らかになるのを待つ必要があります。

※これまで、ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社は、第3相試験で、開発中のワクチンを投与した人のほうが、投与していない人よりも、新型コロナウイルス感染症に発症した人が少なかったとの中間結果が得られたと発表しています。

○ワクチンの安全性について

A 一般的にワクチン接種には、副反応による健康被害が極めて稀ではあるものの、不可避免的に発生します。現在、開発中の新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応については臨床試験等でどのようなものが起こりうるか確認されているところです。日本への供給を計画している海外のワクチン※では、ワクチン接種後に、ワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛等の有害事象がみられたことが報告されています。

※ファイザー社、アストラゼネカ社、ノババックス社が開発中のワクチン

上記のとおりこの感染症の特徴を踏まえ、エステティック業界としても対応をすることが必要です。エステティシャンは、お客様が人間としての尊厳を維持し、健康で美しく幸福であることを願っています。私たちエステティックに携わる者は、このような普遍的なニーズに応えるとともに、健康と美容を通して人々の心身に満足感を与え、社会に貢献することを使命としています。あらゆる年代の人々を対象としたヘルスケア産業のひとつとして、人々の心と身体の両面からの調和を考えています。また、エステティックサロンには、継続的にご来店くださるご高齢のお客様が多いのも特徴です。

エステティックはお客様の肌に直接触れる仕事であることを十分に認識して、徹底した衛生管理を実践し感染拡大を防ぐことが重要です。エステティックサロンのお客様ならびにエステティシャンの生命と健康を守るために、業界共通の対応指針が必要不可欠

であると考えます。

以上を踏まえて本ガイドラインを第4.0版として改訂いたしましたので全国のエステティックサロン事業者の皆様にはご高覧の上、格別なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお第4.0版において下線がある文書が第3.1版より加筆または修正された文書です。

目 次

| | |
|---|--------|
| I. エステティックサロンで考えられる新型コロナウイルスの感染リスク | 9 ページ |
| II. エステティックサロンでの感染拡大防止のための対応 | |
| 1. お客様への対応 | 11 ページ |
| 対応指針 1 : お客様への注意喚起を実施すること。 | |
| 対応指針 2 : 新型コロナウイルス感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中の、通常営業時からの変更事項についても周知すること。 | |
| 対応指針 3 : 感染症関連のキャンセル等には、柔軟に対応をすること。 | |
| 対応指針 4 : 新型コロナウイルス感染者がサロンのお客様の中から発生した場合の情報開示について確認すること。 | |
| 2. 店舗の営業に関する対応 | 15 ページ |
| 対応指針 5 : サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。 | |
| 3. スタッフの健康管理／処遇 | 20 ページ |
| 対応指針 6 : スタッフの健康管理を徹底し、お客様とスタッフを守り、スタッフに対して公平で公正な処遇をすること。 | |
| 4. 緊急時の対応について | 23 ページ |
| 対応指針 7 : お客様に関する感染情報に接した場合の対処を徹底すること。 | |
| 5. お客様（コース契約者）への感染拡大防止期間中の対処 | 24 ページ |
| 対応指針 8 : 予約キャンセル等への対処の仕方をあらかじめ決めておくこと。 | |
| 最後に | 25 ページ |
| <参考> | |

I. エステティックサロンにおける新型コロナウイルスの感染リスク

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では感染拡大のリスクとして以下の事項が挙げられています。

一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

また集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、とされている。

以上を踏まえてエステティックサロンにおける感染リスクは以下の通りと考えられる。

①密閉空間

- サロン内は施術室、待合室、スタッフルームも含め原則密閉空間である。エアコンは、空気の温度は変化させるが同じ空気が循環していることを踏まえ、窓やドアの開放など（1時間に5～10分程度）でこまめな換気に努めること。
- 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保すること。また、空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備えていること。可能であれば換気装置を設置する。
- 必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターすることも望ましい。
- 寒い環境でも換気を実施し機械換気による常時換気をおこなうこと。機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安とする。）を実施する。また、連続した部屋等を用いた外気を徐々に室内に取り込む2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機[※]の使用も考えられる。

※ JIS規格に準じたHEPAフィルターによるろ過式でかつ風量が5m³/分程度以上の空気清浄機

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

（厚生労働省：冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法）

<https://este-la.com/wp-content/uploads/2020/06/image-3.png>

(厚生労働省：熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法)

- 適度な保湿（湿度 40%以上を目安）を維持するため、加湿器等の使用により換気しながら加湿を実施し、また、こまめな拭き掃除を実施する。

②密集場所

- お客様同士が近距離に近すぎないように予約を調整し、また接客も最小人数のスタッフにより対応すること。
- スタッフルーム内等の店舗内で、スタッフ間のフィジカル・ディスタンス（ソーシャル・ディスタンス（できるだけ2mを目安に最低1mを確保する））を保つことが可能な程度の人員にてサロン運営を行うこと。

③密接場面

- サロン内は、お客様の肌に直接触れる様々な器具や用具をスタッフが使用するケースが考えられる。ウイルスは肌から直接感染するわけではないが、飛沫等で器具や用具が汚染する可能性があり、できる限り使い捨てのものに変更する、あるいは消毒を徹底することが必要である。
- エステティシャンとお客様の飛沫がお互いに直接接触しない工夫を最大限行うこと。具体的には、可能な限りお客様にもマスクの着用を促し、スタッフはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなど器具を使うことも考えられる。
- トリートメント後は手洗いをを行うことが重要であるが、施術内容によっては手袋などの装着も検討する。また、お客様の飛沫が触れたと考えられる用具等を片付ける際には、施術の合間であっても手袋を装着すべきである。手袋を外した後も手洗い・手指衛生などを行う。

以上

Ⅱ. エステティックサロンでの感染拡大防止のための対応

1. お客様への対応

対応指針1： お客様への注意喚起を実施すること。

- ① お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等は来店を遠慮して頂くなどを、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

ご案内文の例文を以下に提示します。こちらを参考にして、各店舗においてお客様への注意喚起を実施すること。

《例文》

新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、お客様には以下の点をご理解・厳守いただきますよう強くお願い申し上げます。ご自身で該当すると感じたお客様は、電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。

また、ご来店の際は、マスクの着用をお願い申し上げます。

次の症状がある方、該当する点があるお客様は来店をお控えください。

- 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
- 熱がある方。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
- 咳、痰、または胸部に不快感のある方。
- 強い味覚・嗅覚障害がある方。
- 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。

- また、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があるため、エステティックサロン来店可否について必ず主治医にご相談の上ご来店ください。
- なお、地域の学校で学級（学校）閉鎖などが行われた際は、乳幼児・学童・中学生及び高校生の方を同伴されてのご来店はご遠慮ください。

○ 以上はあくまでも例ですので、こちらを参考に各サロンの立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



(QR コード)

② 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールの推奨

- 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、スマートフォン用新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA^{※1}を開発しました。積極的にお客様のスマートフォンへのインストールの推奨^{※2}をお願いいたします。

※1 COVID-19 Contact Confirming Application

※2 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

アプリは以下 QR コードよりインストールしてください。

(iphone 以外)

(iphone)

Google Play

App Store



- 「COCOA」以外でも接触感染確認を通知するアプリが各自治体で推奨されている場合があるので積極的に利用することも推進してください。

(参考：自治体の公式アカウントについて)

お住まいの地域に応じたアカウントに登録し、アンケートに答えていただくと、その結果をもとに健康状態にあわせた情報提供や適切な行動のサポートが受けられます。また、よくある質問や最新情報の確認、LINE 上で医師に相談できるサービスもご利用いただけます。



(QRコード：LINEの自治体公式アカウント)

- ③ なお国内の感染状況は以下厚生労働省のHPでこまめに確認すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei



(QRコード)

- ④ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については、常に変化しています。以下の外務省HPを参照し、最新の情報の把握に務めること。

- 外務省海外安全情報

<https://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>



(QRコード)

- 各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html



(QRコード)

対応指針 2 : 新型コロナウイルス感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中の、通常営業時からの変更事項についても周知すること。

スタッフのマスク装着の感染予防対策やサロンの営業時間の変更、あるいは特定メニューの提供中止等について事前に告知すること。スタッフの健康管理や生活維持もエステティックサロンにとっては重要な責務であり、流通の乱れにより、化粧品等の在庫に支障があるケースもある。そのための対応を事前にお客様に周知しご理解をいただくこと。

対応指針 3 : 感染症関連のキャンセル等には、柔軟に対応をすること。

コース契約を行っていただいているが、感染症関連の理由により来店ができないお客様に対しては、キャンセル料の緩和もしくは無償化及び役務提供期間の延長などによりお客様の不利益にならないような対応をサロン毎に事前に検討し告知すること。

対応指針 4 : 新型コロナウイルス感染者がサロンのお客様の中から発生した場合の情報開示について確認すること。

感染者が発生した際の他のお客様への連絡方法について事前に確認すること。そのためにはできるだけ連絡先などを教えておいていただくこと。連絡の範囲・内容等については、保健所等の行政機関の指示に従うことをお客様に周知し理解を得る。感染した本人以外のお客様に関する情報も、保健所等の要請により行政に報告する場合があることについても、あらかじめお伝えしておくこと。なおその他の目的には使用しない旨も同時にお伝えすること。

2. 店舗の営業に関する対応

対応指針5： サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。

エステティックサロンに於ける衛生管理は、エステティックサロンを清潔に保ち、サロンにおける感染の発生を防ぐことを目的としている。現状では通常以上の徹底を図る衛生管理を行うことが必要。

以下、公益財団法人 日本エステティック研究財団発行「エステティックの衛生基準」に基づくサロン内の衛生管理を徹底すること。サロン内の衛生管理には換気、照明等の点検等も含まれる。

(巻末参照)

公益財団法人 日本エステティック研究財団
「エステティックの衛生基準」参照
<http://www.jerf.or.jp/eiseikijun/index.html>



(QR コード)

なお、新型コロナウイルスの感染対策としては特に以下の事項を徹底すること。

- サロン店舗内にウイルスを紛れ込ませないことが重要であり、その対策を行うこと。
- サロンにおける手洗い・手指消毒を徹底し、お客様が触れる箇所については、徹底した消毒を行うこと。また、使用する薬品類は所定の場所に保管し、その取り扱いに十分注意すること。希釈して使用するものは、その都度調整し、希釈したものを使い置きしないようにする。

以上を徹底するために、上記「エステティックの衛生基準」の実施に加えて以下の事項も実施すること。なお消毒方法等の具体的な方法は「エステティックの衛生基準」を参照のこと。

① サロン店舗入口

- 入口に手指消毒剤の配置と消毒の徹底を促すこと。
- ドアノブ等、お客様が触れる箇所は、お客様来店毎に、あるいは1時間に1回の頻度で消毒すること。
- 来店されるすべてのお客様にマスクをしての入店をお願いすること、

② サロン来店者

- 来店されるすべてのお客様に本対応指針1で作成した「お客様への注意喚起」の資料を基に確認を行うこと。
- 事前に検温した上での来店をお願いし、また来店されたお客様の体温を体温計などで確認をするなど、発熱症状があるお客様の入店をお断りできるようにすること。
- 上記の確認により「お客様への注意喚起」に該当する場合は、ご理解をいただいたうえお帰りいただくよう徹底すること。
- 高齢のお客様については、より慎重で徹底した対応を行うこと。

③ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備

- お客様同士の感染を防ぐ為に、複数のお客様が出入りする場所の清掃、消毒を通常以上に徹底すること。
- 掃除時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備及び水道、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、お客様毎の消毒、または最低1時間に1度の頻度での消毒を行うこと。なお手洗い設備はできるだけトイレ内に設置することが望ましい。
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録の保存を徹底すること。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- 手洗い後は、使い捨てのペーパータオルを使用し、使用済みのペーパータオルは、蓋付のゴミ箱に捨てること。
- ハンドドライヤーの使用は中止すること。

④ 接客コーナー・カウンセリングコーナー

- 各コーナーの清掃、消毒を通常以上に徹底すること。
- 出入り口のドアノブ、テーブル、椅子など不特定多数が触れる箇所はお客様のご来店毎に消毒を実施すること。清掃の実施及び実施管理簿の設置を徹底すること。

- 接客時及びカウンセリング時にはお客様と対面で座らず、フィジカル・ディスタンス（ソーシャル・ディスタンス（1m以上、出来たら2m以上））の確保を心がけること。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテン（※）などで遮蔽すること。

（※）火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないこと。ただし、上記の場所への設置が感染予防対策上必要な場合には、燃えにくい素材（ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のもの。また、（公財）日本防災協会が定める防災性能基準に適合する防災製品や材料など、防災製品ラベルが貼付されているもの。）を使用すること。

- カウンセリング時は、スタッフとお客様の両者がマスクを着用すること。
- 従業員はマスクの着用及び眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなどの器具を使用し、お客様にもマスクの着用を促すこと。
- カップやグラス等、直接、お客様の手や口が触れるものは、特に洗浄・消毒を徹底すること。もしくは、使い捨てのものを使用すること。

⑤ 施術室及びエリア

- 室内の清掃・消毒を通常以上に徹底すること。
- 手洗い設備、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所については、お客様毎に消毒を実施すること。
- お客様毎に換気を実施すること。

⑥ 施術に関わる器具、用具、備品類

- エステベッド、施術者用椅子、ワゴン、エステ機器等は、使用都度消毒すること。
- ペーパーブラ、ペーパーショーツ、ペーパースリッパはすべて使い捨てとする。
- お客様の皮膚や毛髪に直接接する器具、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法でお客様毎に消毒済みの物と交換を行う。
- 化粧品はお客様毎に、消毒済みのスパチュラ等を使用し、消毒済みのシャーレに取り使用する。2度づけは行わない。
- 使用済みの備品は必ず消毒をする。
- まくら当て、シーツには極力使い捨ての紙製品を使用し、お客様毎にこれを取り替えること。
- その他お客様に接するリネン類はお客様毎に消毒済みのものと交換し、消毒した後、洗剤を用いて洗濯を行うこと。また、リネン類の衛生措置は、素材に合わせ

た消毒（化学的及び物理的消毒法）を行うこと。また、お客様毎に全て消毒が徹底されていることが必要なため、「消毒済み・未使用のもの」と「使用済みのもの」を、明確に分けて保管すること。

- スチームタオルやスポンジを使用する場合は、必ず消毒して使用する。もしくは、使い捨てのコットン又はフェイスガーゼ等を使用すること。やむを得ず、消毒して使用する場合は、素材に適した消毒剤を用いること。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てること。また、ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄すること。
- ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用すること。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒または手洗いをを行うこと。
- 器具及び布片類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを区別し、それぞれ一定の容器に収めること。
- 保管状況に問題がある場合や、使用をひかえたほうが望ましい化粧品、医薬品等を使用しないこと。

⑦ 施術者

- 施術の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒を行うこと。
- マスクを正しく装着すること。
- 装着中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する。
- マスクを装着していてもお客様と近づき過ぎないように配慮すること。
- マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒を行うこと。
- 施術作業中は、清潔なユニフォームを着用すること。消毒、洗濯を最低でも毎日おこなうこととし、万が一、お客様の「咳」や「くしゃみ」が曝露した場合は、ただちに別のユニフォームに取り替えること。
- 眼鏡・ゴーグルやフェイスガード等を使用し目への飛沫の侵入を防ぐ保護をすること。
- お客様毎に、手洗いを徹底すること。お客様の使用したタオルやリネンの除去の際にはゴム手袋等を使用すること。新しいタオルやリネンの交換の前には、手洗いを実施すること。
- 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、以後他のお客様の施術はしないで直ちに上長に報告し指示を仰ぐこと。

- 手指消毒をよりこまめにすることを心がけること。
- ⑧ 施術室・サロン内の換気
- 施術終了後、または1時間に、5～10分程度窓やドアを開けてサロン全体の空気を入れ換えること。
 - 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保すること。また、空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備えていること。
- ⑨ レジ及び金銭授受
- 対応前後には必ず手指消毒を行うこと。
 - お客様の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておくこと。
 - 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ、ペン等も、対応後は消毒を行うこと。
 - 対応後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。
 - 現金の直接的な授受を避けるため、可能な限りキャッシュレス決済を導入する。
 - 現金等の授受を行う場合は、トレイを使用しお客様との直接的な接触は避けること。
- ⑩ その他高頻度接触部位の消毒
- 化粧品等のテスターにも衛生的配慮を講じること。
 - タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒を行うこと。
 - サロン内エリアおよびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒または除菌を行うと。
- ⑪ スタッフルーム及びスタッフの休憩スペース
- 共有するテーブルやイス等は定期的（使用前後等）に消毒し、換気に努める。
 - 一度に休憩する人数を減らし、距離をあけたり、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気を付ける。
 - 入室前と退室後には手洗い、手指衛生を行う。

3. スタッフの健康管理／処遇

対応指針6： スタッフの健康管理を徹底し、お客様とスタッフを守るため、スタッフの健康管理を徹底すること。万が一、新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合でも、不当な扱いはしないこと。

- ① スタッフ全員の執務前後の体温チェックを徹底すること。
 - 熱がある場合は即出勤停止とする。
 - 最低限出勤時と退勤時に体温と体調をチェックし、その結果を記録し上長が確認する手順を徹底する。

- ② 本人に感染が疑われる症状及び感染者との接触があることが判明した場合は適切な処置を講じること。
 - 感染が疑われる症状
 - 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある。
 - 熱がある。
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
 - 咳、痰、または胸部に不快感がある。
 - 強い味覚・嗅覚障害がある。
 - その他新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状がある。
 - 感染者との接触
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。
 - 上記の症状や感染者との接触が判明した場合は以下の措置をとること。
 - 即刻出勤停止とする。
 - 他のスタッフ、およびお客様との接触について正確な実態把握を実施する。
 - 保健所に連絡をし、指示をあおぐ。
 - 個人情報保護に充分留意し、対応をする。

- ③ サロン休業や出勤停止の保証

- サロン休業や出勤停止の際の賃金保証については各社の固有事案であるが、スタッフの発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる出勤停止の場合は、休業手当の支払いが必要ないことがあり得るものの、サロン側の判断でのサロンの休業の場合は、休業手当の支払いが必要になることもあり得る。そのほか、スタッフの子供が登校停止等になった場合の欠勤など、想定される複数のケースの対応の方向性を、あらかじめサロンとしてスタッフと十分に話し合っておくことが望ましい。
- 法令等の施行により、サロンがとるべき対応に変更を求められることも考慮し、常に厚生労働省や都道府県、市町村のホームページをチェックし、対応をアップデートすることが望ましい。

④ スタッフの移動に関する感染防止対策

- 感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
- 出張はやむを得ない範囲にて実施する。
- 発症した時のため、接客以外にも誰とどこで会ったかの記録は残す。
- サロンの所在地域及びスタッフの居住地における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤時間帯を配慮する

⑤ 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールの推進と活用

- 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、スマートフォン用新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA^{※1}を開発しました。積極的にお客様のスマートフォンへのインストールの推奨^{※2}をお願いいたします。

※1 COVID-19 Contact Confirming Application

※2 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

アプリは以下 QR コードよりインストールしてください。

| | |
|-------------|-----------|
| (iphone 以外) | (iphone) |
| Google Play | App Store |



- アプリインストール後は、毎日陽性者との接触を確認してください。
- 「COCOA」以外でも接触感染確認を通知するアプリが各自治体で推奨されている場合があるので積極的に利用することも推進してください。

厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）」も参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q1

なお本ガイドラインは新型コロナウイルスに関して作成されたものですが、以下厚生労働省「感染症の範囲及び類型について」に記載されている各種感染症への感染が疑われる場合も施術に従事できないことを理解しておいてください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000040509.pdf>

4. 緊急時の対応について

対応指針7： お客様に関する感染情報に接した場合の対処を徹底すること。

① 保健所への報告

- お客様に関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。
- 特に感染者あるいは感染の疑われるお客様の到着時間からお帰りの1時間後くらいまでに、同じ時間帯にご来店されていたお客様をリストアップし、報告できるようにすること。
- 感染防止のため関係各所に報告を行わなければならないが、お客様のプライバシー及び個人情報の保護も重要であるため、各サロンで情報公開ポリシーをあらかじめ決めておき、お客様にご理解いただくことが重要である。
- 近年は、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合があるため、自分のサロン所在地の所轄保健所の確認をしておくこと。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来店されたすべてのお客様の名簿を適正に管理すること。

② 保健所の指示に従った上で早い段階で休業を決定し、関係者への周知を図ること。

- あらかじめ、コース契約（特定継続的役務提供契約）を締結しているお客様に対しての役務提供期間の延長や中途解約などの対応等についての、サロンの方針を決めておくこと。

③ 感染者利用などの判明により同時間帯に来店していたお客様への連絡、あるいは逆のケースとしてお客様から自分が利用していた月日や時間の問い合わせなどが集中するケースが考えられることから、現場負担が多様であることの想定と、発生した場合の対応の事前検証が望ましい。

- ### ④ 自社内だけでなく行政に対する関連者リスト提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順など具体化しておくことが望ましい。
- 行政に提供される情報と提供されない情報について、お客様にご理解頂いていることが望ましい。

- ⑤ 休業期間については、所管保健所により指揮の有無等の判断が分かれているのが現状であるため、保健所等との意思疎通に留意すること。
- ⑥ 施設汚染が発生すると専門業者による施設の消毒が求められるので、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておくことが必要。

5. お客様（コース契約者）への感染拡大防止期間中の対処

対応指針8： 予約キャンセル等への対処の仕方をあらかじめ決めておくこと。

- ① 通常期に比べて、感染の不安から予約キャンセルの問い合わせが増えることが想定されるため、感染防止対策の徹底状況をお客様に説明できるようスタッフ間で共有しておくこと。
- ② 感染の不安からの予約キャンセルの場合のキャンセル料は、通常よりも低くするか無償とするか等、事前に検討しておくこと。
- ③ 「中途解約」への対処
 - ア）：サロンが休業した場合は、休業期間分について役務提供期間の延長を行うなどの措置を講じること等を事前に検討し、休業時にすぐにお客様に告知できるよう準備する必要がある。
 - イ）：お客様から「中途解約」の申し入れがあった場合は特定商取引に関する法律により無条件にて手続きを行うこととなっているため、必ず対応すること。

最後に

エステティックサロンはクラスター感染の発生源となるリスクは低いものの、発生時には営業活動を一次的に停止するなど、大きな影響が考えられます。

万が一発生した場合でも、対応不備による事態の悪化等を回避し、積極的な感染防止対策を講じることは、お客様の不安を解消しさらなる信頼獲得にもつながります。

また「新しい働き方」として、社会的にテレワークや時差通勤が急速に広がることからエステティックサロンの営業時間やサービス内容についても社会ニーズに合わせて再検討する必要があると思われます。

業界として、お客様とエステティシヤンの健康を守るためにも、適切な衛生管理を励行し、万全の体制で運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

公益財団法人 日本エステティック研究財団

<http://www.jerf.or.jp/>

2020.05.11

3.0版

2020.05.20

3.1版

2020.12.28

4.0版

「エステティックの衛生基準」

| 「エステティックの衛生基準」 | | | 注意事項 |
|----------------|--|--|--|
| 1 | 衛生管理基礎知識の習得 | | |
| | エステティック営業施設で業務を行う者は、以下の衛生管理に関する知識を習得すること。 | | |
| ① | 衛生管理 | | |
| | ・目的 | | |
| | ・病原微生物 | | |
| | ・感染経路 | | |
| ② | 感染対策 | | |
| | ・病原微生物の侵入防止 | | |
| | ・侵入した病原微生物の除去 | | |
| | ・主な感染症とその対策 | | |
| 2 | 衛生管理体制の構築 | | |
| ① | 衛生管理要領 | | |
| 1) | ・開設者は施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。 | | |
| ② | 衛生管理責任者 | | |
| 1) | ・開設者は施設ごとに衛生管理責任者を定め、エステティックが衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。 | | |
| 2) | ・開設者は施設ごとに定めた衛生管理責任者に対して衛生管理に関する適切な研修を実施すること。 | | |
| 3) | ・衛生管理責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。 | | |
| 4) | ・衛生管理責任者は常に従業者の健康状態について毎日確認し、従業者が感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者の施術をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで施術に従事させてはいけない。また以下の症状がある場合は、受診させるなど適切な処置をとること。(発熱 嘔吐 下痢 腹痛 発疹 咳など) | | |
| 5) | ・衛生管理責任者は、毎日、エステティック営業施設の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。 | | |
| 3 | 衛生的取扱い | | |
| ① | 手指衛生 | | |
| 1) | ・開設者は、施術室内及び施設内の適切な箇所に従業員専用の流水装置の手洗い設備を設けること。 | | |
| 2) | ・手洗い設備は、流水装置とし、手洗いに必要な石ケン・消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。 | | |
| 3) | ・施術前と施術後を除き、目に見える汚れがない通常の手指衛生は、速乾性擦式消毒剤による消毒を行うこと。 | | |
| 4) | ・施術前と施術後及び目に見える汚れがある場合には流水を用いた衛生的手洗いを行った後、速乾性擦式消毒剤による消毒を行う。手指の洗浄後は、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭き取ること。 | | 衛生的手洗いは、手洗い手順イラストに従って行うこと。 |
| ② | 環境 | | |
| 1) | ・施設内で使用する石油、ガスの燃焼による暖房器具または給湯設備は、密閉型または半密閉型が望ましい。 | | やむを得ず開放型の暖房器具(室内空気を使って燃焼し、排気を室内に出す)を使用する場合は、特に換気に注意すること。 |
| 2) | ・施術室内の環境は以下のとおりとすること。 | | |
| 施術室内の室内環境 | | | |
| 照度 | 300LUX 以上 | 施術中の施術面 300LUXの目安 30W蛍光灯2本 リラクゼーション目的でやむを得ず照度を落とす場合は、施術前後に300LUX以上で施術面の観察を行うこと | |
| 二酸化炭素濃度 | 1,000ppm 以下 | 倦怠感、頭痛、息苦しさ等があったらすぐ換気 | |
| 一酸化炭素濃度 | 10ppm以下 | 軽度の頭痛を感じたらすぐ換気 | |
| 浮遊粉塵 | 0.15mg/m ³ | ほこりやカビなどが原因 清掃を徹底する | 湿度が高くなりやすい施術室の家具は、真菌が増殖しやすい木製ではなく、プラスチック製、金属製が望ましい。 |
| 室温 | 17~28℃ | 目安とする | |

| | | | |
|------------------------------|--|----------------|---|
| | 相対湿度 40~70% | 目安とする 湿度計で適宜確認 | 施術室はスチーマーなどの影響で相対湿度が高くなりカビが発生するおそれがあり、施術を行っていない時間に集中的に換気するなど相対湿度の管理に注意すること |
| 3) | ・施術室内には、不必要な物品等を置かないこと。 | | |
| 4) | ・施術室内をねずみ及び昆虫等が生息しない状態に保つこと。 | | 病原微生物を媒介する恐れのあるねずみ、ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ等に特に注意し、生息していたら適切に駆除する。 |
| ③ 清掃 | | | |
| 1) | ・施設は必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。 | | |
| 2) | ・排水溝は、廃棄物の流出を防ぎ、排水がきちんと行われるよう、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃を行うこと。 | | |
| 3) | ・器具等を洗浄消毒する洗い場は常に清潔に保持し、汚物が蓄積し、又は、悪臭等によりお客様に不快感を与えることのないようにすること。 | | |
| 4) | ・施術室内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。 | | |
| 5) | ・消毒済みの器具類、タオル類、その他の用具類の保管場所は少なくとも1週間に1回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。 | | |
| 6) | ・照明器具は少なくとも1年に2回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。 | | |
| 7) | ・換気装置は定期的に点検・清掃を行うこと。 | | |
| 8) | ・トイレは常に清潔に保持し、定期的に殺虫および消毒すること。 | | トイレ掃除に使用する雑巾は使い捨てが望ましいが、再利用する際は使用後消毒すること。消毒は汚れを落とした後で0.1%次亜塩素酸ナトリウム(有効塩素濃度1000ppm)で消毒することが望ましい。 |
| 9) | ・清掃用具は専用の場所に保管すること。 | | 再利用する雑巾は、きちんと洗浄し乾燥させること。 |
| ④ 器具及びタオル類の取り扱い | | | |
| 1) | ・器具類及びタオル類は、十分な量を備えること。 | | |
| 2) | ・皮膚に接する器具類は、お客様一人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。 | | |
| 3) | ・皮膚に接するタオル類は清潔なものを使用し、お客様一人ごとに取り替えること。 | | |
| 4) | ・皮膚に接するタオル類、器具類は使用後に洗浄し、消毒すること。施術直後に洗浄できない場合は、使用済みのタオル類、器具類専用のふた付きの容器に収納すること。 | | |
| 5) | ・施術に伴って生ずる廃棄物はふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。 | | |
| 6) | ・洗浄および消毒済みの器具類は使用済みのものと区別して、清潔で乾燥したふた付きの収納ケース等に保管すること。 | | |
| 7) | ・お客様用の上掛けは使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。(白色又はこれに近い色で、汚れが目立ちやすい上掛けを使用することが望ましい) | | |
| 8) | ・皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客様一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。 | | |
| 9) | ・感染症もしくはその疑いのある者または皮膚疾患のある者を扱ったときは、施術終了後従業員の手指や使用した器具等の消毒を厳重に行うこと。 | | |
| 10) | ・エステティックの施術に電気及びガス器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。 | | |
| 11) | ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認を受けた医薬部外品又は化粧品は、適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。 | | |
| 12) | ・営業施設内に浴室又はサウナ室を設ける場合には、公衆浴場法の規定によること。 | | |
| ⑤ 消毒方法 | | | |
| 1) | 使用済みの器具類の洗浄・消毒をする前に使い捨て手袋、エプロン等を装着すること。 | | 水撥ねによる感染を防止するためにマスク、ゴーグルをすることが望ましい。 |
| 2) | 皮膚に接する使用済み器具類は、使用後流水で流す→洗剤をつけたスポンジ等で器具類の表面をこする→流水(10秒以上、10以上)で流す手順で洗浄し汚れを落とした後以下のいずれかの方法で消毒すること。消毒液を使用した場合、消毒後流水ですすぎを行うこと。 | | 有機物(汚れ)が残っていると消毒の効果が低下する可能性があるので洗い残しがないようにする。 |
| 3) | ●血液・体液が付着した可能性のある器具類 | | |
| ⑤-2) 流水洗浄後以下のいずれかの方法で消毒すること。 | | | |
| | ・熱水による消毒は80℃で10分とする。 | | プラスチックは熱で変形するものがあるので注意すること。 |

| | | |
|----|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度1000ppm)中に10分間浸すこと。 | <p>金属器具及び動物性繊維製品は腐食、プラスチックやゴムは劣化の可能性があるため、使用する場合は、必要以上に長時間浸さない、消毒後すぐに洗い流す等取扱に注意すること。また、発する蒸気で目や呼吸器系に刺激性を有することがあるためふた付き容器を使用すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 76.9v/v%～81.4v/v%エタノール液(消毒用エタノール)中に10分間以上浸すこと。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 煮沸による消毒は、沸騰してから2分以上は煮沸すること。 | <p>プラスチックは熱で変形するものがあるので注意すること。火傷を負う危険性があるので注意すること。</p> |
| 4) | <ul style="list-style-type: none"> ●血液・体液が付着した可能性がない器具類 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ⑤-2)と同様に流水洗浄後以下のいずれかの方法で消毒する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ⑤-3) 血液・体液が付着した可能性のある器具類の消毒方法 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 76.9v/v%～81.4v/v%エタノール液(消毒用エタノール)を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭くこと。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 0.02～0.05%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度200～500ppm)中に1分間以上浸すこと。 | <p>消毒液は、購入後長期間保管せず、冷暗所に保管すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 紫外線照射による消毒は、紫外線消毒器内の紫外線灯で、85 $\mu\text{w}/\text{cm}^2$以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。 | <p>構造が複雑で直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。定期的に紫外線灯及び反射板を清掃すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 蒸気消毒を行う際は、蒸気消毒器内が80℃を超えてから10分間以上湿熱に触れさせること。(温度計により器内の最上部の温度を確認することが望ましい。) | <p>プラスチックは熱で変形するものがあるので注意すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 0.1%～0.2%逆性石ケン(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)液中に10分間以上浸すこと。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 0.1%～0.2%両性界面活性剤液(塩化アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩化アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸すこと。 | |
| 5) | <p>タオル類の消毒</p> | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●皮膚に接する使用済みタオル類は、以下の方法で消毒すること。血液や体液が付着したタオル類は、他のタオル類と別に消毒(洗濯前にも0.1%(有効塩素濃度1000ppm)液へ30分間浸漬を行う。)を行うか廃棄すること。 | <p>発する蒸気で目や呼吸器系に刺激性を有することがあるためふた付き容器を使用すること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 熱水による消毒は80℃で10分とする。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 使用済みタオル類は、「洗濯➡すすぎ」の工程の後、0.02%の次亜塩素酸ナトリウム液に5分間浸漬する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 蒸気による消毒は、使用済みタオル類を洗剤で洗浄後、蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。 | |
| | | |
| ⑥ | <p>吐しゃ物の処理(血液も同様)</p> | |
| | <p>(1)十分な換気を行い、使い捨てマスク、エプロン、手袋を装着</p> | <p>使い捨て手袋は2重にする。</p> |
| | ↓ | |
| | <p>(2)ペーパータオルで吐しゃ物を覆い、上から0.1%(有効塩素濃度1000ppm)次亜塩素酸ナトリウム液を振りかける。</p> | <p>消毒薬は、吐しゃ物と同量程度</p> |
| | ↓ | |
| | <p>(3)新しいペーパータオルで外側から内側に向けて吐しゃ物を除去し、ビニール袋に入れる。</p> | <p>吐しゃ物の除去が終わったら上側の手袋を取りビニール袋に入れる。</p> |
| | ↓ | |
| | <p>(4)吐しゃ物を取り除いた床面にペーパータオルを広めに敷き詰め、0.1%(有効塩素濃度1000ppm)次亜塩素酸ナトリウム液を振りかけ、そのまま10分おいた後取り除き吐しゃ物を入れたビニール袋に入れる。</p> | |
| | ↓ | |
| | <p>(5)0.1%(有効塩素濃度1000ppm)次亜塩素酸ナトリウム液に浸したペーパータオルで床面を拭く。</p> | <p>スリッパや靴の裏も消毒する。</p> |
| | ↓ | |
| | <p>(6)新しいペーパータオルで水拭きする。</p> | <p>エプロンや手袋など使用したものを吐しゃ物を入れたビニール袋に入れ、口を閉め、新しいビニール袋に入れ袋を二重にして口を閉め廃棄する。</p> |
| | ↓ | |
| | <p>(7)最後に石ケンで手洗いし、マスクを外す。</p> | |
| | | |
| | <p>⑧その他の消毒</p> | |

| | | |
|----|--|--|
| 1) | ・間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて上記に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。 | |
| 2) | ・エステティック施設の施設、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。 | |
| | | |
| | 4 健康状態の把握 | |
| 1) | ・従業者は常に爪を短く切り、身体及び頭髪を清潔に保ち、お客様に不潔感、不快感を与えることのないようにすること。顔面施術時には清潔なマスクを使用すること。 | |
| 2) | ・従業者またはその同居者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下感染症法という)における一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又はその疑いがある場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、施術に従事させてはならない。 | |
| 3) | ・感染症法における四類感染症 五類感染症等の感染症に罹患している場合は、適切な感染防止対策を行うこととする。 | |
| 4) | ・開設者は従業者に定期的に健康診断を受診させ、健康状態を管理しておくこと。 | |
| | | |
| | 5 健康被害防止対策 | |
| 1) | ・従業者はエステティック施術を行うにあたり、事前に感染症及び皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、薬を服用しているか、敏感肌であるか、その他エステティック施術を受ける障害のないことを、お客様に確認すること。 | |
| 2) | ・従業者は、お客様がエステティック施術期間中に体調を崩したり、施術部位に異常が生じた場合、直ちに施術を中止し、医師の診察を受ける等の適切な処置を実施すること。 | |
| | | |
| | 6 施設・構造 | |
| 1) | ・施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。 | |
| 2) | ・施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。 | |
| 3) | ・施術室の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。 | |
| 4) | ・施設には、施術を行う施術室及びお客様の待合所を設けること。施術室と待合所は、明確に区分されていること。 | |
| 5) | ・適当な広さのタオルや器具等を消毒する洗い場を設けること。洗い場は流水装置とし、給湯設備を設け、器具類、タオル類等を消毒する設備又は機材を備えること。 | |
| 6) | ・トイレは隔壁によって施術室と区分され、専用の手洗い設備を有すること。 | |
| 7) | ・施設には、従業員の数に応じた適当な広さの、更衣等を行う休憩室を設けることが望ましい。 | |
| 8) | ・施術室は、施術及び衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有すること。居室、休憩室等の施術に直接関係ない場所から、隔壁等により完全に区分されていること。 | |